

区長報告第十四号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、損害賠償額の決定を令和八年八月二十四日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和八年九月十日

港区長 清 家 愛

記

一件 名 区道上のくぼみで沈んだ車体が道路の舗装と接触したことによる車両損傷

事故に係る損害賠償

二 損害賠償額 六十六万円